

○厚生労働省令第三十七号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第九条第二項第二号及び第二十五条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(血液製剤代替医薬品等の範囲) 第二条 法第九条第二項第二号及び法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <p>一 〓 四 (略)</p> <p>五 〓 遺伝子組換え型ヒトフォン・ヴィレブランド因子</p> <p>六 〓 八 (略)</p>	<p>(血液製剤代替医薬品等の範囲) 第二条 法第九条第二項第二号及び法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <p>一 〓 四 (略)</p> <p>五 〓 (新設) 六 〓 七 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。